

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

1 請求人は、建設の事業を請け負って行う者であるが、労災保険法第35条の規定に基づく一人親方等の特別加入者として、労働者災害補償保険に特別加入していた。

2 請求人によると、Aに所在し、会社Bが元請として施工する工事現場において、3次下請として仕事を請け負い、内装仕上げの業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、2次下請業者の現場責任者から顔を殴られ、また、同月〇日、同じ現場責任者から足と尻を蹴られ、さらに、同月〇日、同じ現場責任者から左頬を殴られたという（これら現場責任者からの暴行を、以下「本件暴行」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「頸椎捻挫」と診断された後、同年〇月〇日、D接骨院に受診し「頸部捻挫、右背部挫傷（下部）」と診断された。

3 請求人は、これらの傷病は、本件暴行が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これらの傷病を業務上の事由によるものと認め、これらの給付を支給する旨の処分をした。

4 請求人は、平成〇年〇月〇日、E整形外科に受診したところ、「頸椎捻挫、両肩痛、背部痛」（以下「本件傷病」という。）と診断されたことから、本件傷病についても、本件暴行が原因であり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件

処分」という。)をした。

- 5 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 6 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 爭点

請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

(1) 本件暴行の状況や負傷の程度等についてみると、おおむね、以下のとおりである。

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日、Fに〇回平手打ちされ、首を痛め、同月〇日、同人に、太腿とお尻を〇回ずつ、蹴飛ばされ、痣ができ、同月〇日、同人に、頬を〇回平手でたたかれ、更に〇回拳で殴られ、そのとき、首の辺りからごきっと音がして、首を痛めた旨述べるとともに、首の後ろ側、首の出っ張った骨の辺り、右の肩甲骨の上辺りに常時痛みがあり、さらに、両手の全部の指に痺れがある旨述べている。

一方、Fは、平成〇年〇月〇日に、請求人を殴ってはいないし、同月〇日も、蹴ったりしておらず、同月〇日は、請求人の勤務態度が極めて不良で、注意しても改善されなかつたため、平手で、往復ビンタのように請求人の顔を〇回叩いてしまったが、拳で殴ったことは断じてない旨述べ、またFの右肘はゴルフ

肘ないしテニス肘のような状態であり、元々腰痛があるなど、右肘と腰の状態から、請求人を強く叩くことはできず、負傷するような強さだったとは思えない旨述べている。

なお、元請業者は、平成〇年〇月〇日付け「照会に対する回答について」と題する書面において、請求人がFを刑事告訴したことから、Fは、同月〇日、検察庁より事情聴取を受け、平成〇年〇月〇日の暴行は認めたが、他の暴行については事実を否認したことを確認した旨記載している。

イ 請求人が、平成〇年〇月〇日に受診したC病院の診療録をみると、「頭部CT：脳実質に出血なし、明らかな頭蓋骨折なし。頸部CT：頸椎に明らかな骨折なし、椎骨の配列の乱れなし。CT画像では頸椎損傷は疑われず、頸椎捻挫の可能性が高く、鎮痛剤で帰宅可能。」と記載されているほか、G医師は、同日付け診断書において、「全治〇日間の見込み」と診断し、さらに、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「頸部痛あり。CT、XPでは異常所見はなし。」との意見を述べている。

(2) 上記(1)アの各申述等によれば、請求人及びFの申述には食い違いがあり、暴行の回数や暴行の程度は明らかではないが、上記(1)イの医学的意見からすると、請求人がFから受けた暴行による衝撃は強いものであったとはい難く、また、負傷の程度も重篤なものであったとは認められない。

そうすると、請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に〇日受診した後、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、D接骨院に受診して施術を受けているが、その後は医療機関に受診していないことに鑑みれば、医学的に治癒と確定診断されたわけではないものの、当審査会としては、同月〇日以降においては、当該負傷による急性症状は既に消退しており、慢性症状が持続していたにすぎず、その症状は安定した状態であって、治癒の状態にあったものとみるのが相当であると判断する。

なお、請求人は、治療を継続できなかったのは、治癒したからではなく、収入が途絶えていたためである旨主張しているが、その症状経過からすると、上記のとおり判断されるところであるから、その主張を採用することはできない。

(3) 請求人は、平成〇年の終わり頃、首の痛みなどを我慢できなかったとして、本件暴行から約〇年経過した同月〇日、E整形外科に受診し、本件傷病と診断されているが、その症状等に関する医学的意見は、おおむね、以下のとおりである。

ア E整形外科の診療録によると、請求人は、「〇年前に仕事中に殴られ、首～両肩～腕、背中の痛み。昨年末接骨院通うが、ずっと痛みとれず。」と述べていることが確認できるが、H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の訴えにより、傷病名を判断した旨意見を述べている。

イ I医師は、平成〇年〇月〇日付け画像診断報告書において、「①頸椎椎体の配列は、正常の滑らかな前弯を示す。②椎体、椎間板の退行変化は、おむね年齢相応と推定される。③高度な椎間孔狭窄は指摘できない。④C〇／〇椎間板の正中背側への突出が認められ、椎間板ヘルニアに一致するが、同高位を含め、脊柱管の前後径は正常範囲内で、脊髓の形態、信号強度にも異常は見られない。⑤硬膜外腔、硬膜内に占拠性病変を認めない。⑥観察可能な範囲で、後頭蓋窩、頸部軟部組織に異常を指摘できない。⑦変形性頸椎症+C〇／〇椎間板ヘルニア：いずれの病態も加齢に伴う変化の範囲内である。」旨の意見を述べている。

(4) 以上からすると、請求人の本件傷病は、椎体や椎間板の年齢相応の退行性変化により生じたものとみるのが相当であり、一件記録を精査しても、本件暴行による傷病が再発したものと判断できる客観的な医学的所見も見いだせないことから、請求人の本件傷病は、本件暴行によるものとは認められないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。